

## 聴覚障がい児支援中核機能事業の取組（障害福祉課）

### 1 事業の目的

聴覚障がいは、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるとされている。

この点を踏まえ、聴覚障がい児が適切な支援を受けられるようにするため、聴覚障がい児の保護者等からの相談窓口や地域の療育機関への支援を行う中核機能を設置し、聴覚障がい児支援の体制を整備する。

### 2 現状の主な取組

令和4年2月に厚生労働省から「難聴児の早期発見・早期療育のための基本方針」が発出され、本県では、令和4年12月から聴覚障がい児早期支援のためのモデル事業に取り組んでいる。

#### 【モデル事業の概要】

- ①中核機能の設置（県聴覚障害者福祉センター内（藤沢市））  
保健、医療、教育等の関係機関との連携、相談窓口としてのハブ的機能
- ②家族支援（相談支援、家族教室）、児童発達支援センター、保育所等を対象とした巡回支援、研修会の実施

### 3 令和6年度の主な取組

モデル事業の取組状況を踏まえ、次のとおり事業を実施する。

#### 【事業の概要】

- ①中核機能の設置（県聴覚障害者福祉センター内（藤沢市））  
保健、医療、教育等の関係機関との連携、相談窓口としてのハブ的機能
- ②相談支援  
聴覚障がい児の家族を対象とした療育や日常生活の相談、他の支援機関への繋ぎ等を行う。
- ③家族教室  
聴覚障がい児や家族同士が交流する場として家族教室を開催する。
- ④巡回支援  
聴覚障がい児の対応に慣れていない乳幼児を扱う保育所、幼稚園、児童発達支援センター等を対象とした巡回支援を実施する。
- ⑤聴覚障がい児の支援方法に係る研修会  
保育所、幼稚園、児童発達支援センター等の職員を対象に聴覚障がい児の早期発見、療育の必要性、聴覚障がい児との接し方等に関する研修会を実施する。